

(仮称) 大藤風力発電事業

環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和元年8月

オリックス株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和元年6月19日（水）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和元年6月19日（水）付けの、次の日刊新聞紙で公告を実施した（別紙1参照）。

・高知新聞

※令和元年6月29日（土）及び30日（日）に開催した説明会についての公告を含む。

② 県及び事業者のウェブサイトへの情報掲載

下記のウェブサイトへ情報が掲載された。

・高知県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/030701/2019061900097.html>

・当社のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎7か所において縦覧を行った。また、当社のウェブサイトにおいて、インターネットを利用した公表を行った。

① 自治体庁舎での縦覧

・高知県林業振興・環境部 環境共生課

（高知県高知市丸ノ内1-7-52）

・四万十市役所環境生活課

（高知県四万十市中村大橋通4-10）

・四万十市西土佐総合支所

（高知県四万十市西土佐江川崎2445-2）

・四万十町役場企画課

（高知県高岡郡四万十町琴平町16-17）

・四万十町大正地域振興局

（高知県高岡郡四万十町大正380）

・四万十町十和地域振興局

（高知県高知高岡郡四万十町十川145-3）

・興津出張所

（高知県高岡郡四万十町興津1567）

②インターネットの利用による公表

- ・当社のホームページにおいて、方法書及び要約書を公表した（別紙 2-2 参照）。

(4) 縦覧期間

令和元年 6 月 19 日（水）から令和元年 7 月 19 日（金）までとした。

自治体庁舎では、開庁日の午前 9 時から午後 5 時までとした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 5 名であった。

（内訳） 高知県林業振興局環境部環境共生課	1 名
四万十市役所環境生活課	1 名
四万十市西土佐総合支所	0 名
四万十町役場企画課	0 名
四万十町大正地域振興局	1 名
四万十町十和地域振興局	2 名
興津出張所	0 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った（別紙1参照）。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和元年6月29日（土） 15時00分から17時30分
- ・ 開催場所：富山地区集会所（四万十市大用397番地1）
- ・ 来場者数：31名

- ・ 開催日時：令和元年6月30日（日） 10時00分から12時30分
- ・ 開催場所：四万十町地域交流センターたのの（四万十町380番地3）
- ・ 来場者数：20名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年6月19日（水）から令和元年8月2日（金）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）。

- ①縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ②当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は6通であり、意見総数は45件であった。

第 2 章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第 8 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は 45 件であった。それに対する当社の見解は表 2-1 のとおりである。

表 2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物 (28 件)、その他 (1 件) >

神奈川県川崎市 A 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1	<p>■1. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。大変素晴らしいことだ。本事業者も実施して頂きたい。</p> <p>■2. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者の見解と、実施しない理由を述べよ。 ※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p> <p>■3. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「オリックス株式会社」及び委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか？上記のコウモリの保全措置（「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」）については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。</p> <p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速以下であってもブレードは回転するのか？</p> <p>■5. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか？</p> <p>■6. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p> <p>■7. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」とは何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施基準を述べよ。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また今後実施する現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>方法書にお示ししておりますとおり、採用を予定する風力発電機が決まっていない段階ではありますが、カットイン風速以下でもブレードは遊転する可能性はございます。カットイン風速の任意変更やフェザリングの実行については、今後機種選定時に確認してまいります。</p> <p>「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）には、環境保全措置について、以下のとおり記載されております。事業者としてコウモリ類に関しても、実行可能な範囲内で影響を回避・低減できるように措置を検討してまいりたいと考えております。</p> <p>・環境保全措置は、調査・予測・評価を行う過程において事業者が実行可能な範囲内で対象事業の実施による影響を回避・低減することを目的として検討するものである。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p> <p>■9. 「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。</p> <p>■10. 「事後調査」の定義について2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。</p> <p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p> <p>■12. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令によれば「環境保全措置を検討する」段階である。 よって、本事業らの課題は「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を準備書までに実施して頂きたい。</p>	<p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」(一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成29年)には、事後調査について以下のとおり記載されております。コウモリ類については不明点も多いことから、設置後、死骸調査を実施する予定です。 ・環境影響評価は事業の実施前に行われるため、事後調査は、その結果の不確実性を補う等の観点から位置づけられており、予測の不確実性が大きい場合や効果にかかる知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等において、環境への影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討することとされている。また、事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置の追加や見直しを検討する必要がある。</p> <p>ご指摘の点、理解しております。違いについてはより留意してまいります。</p> <p>事前段階における環境保全措置については、最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。</p> <p>方法書にお示しした手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>■13. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。</p> <p>■14. 回避措置（ライトアップアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p> <p>■15. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林内に建てた風車や、樹林（林縁）から200m以内に建てた風車は、バットストライクの高リスクだが、これまでの研究でわかっている。低空（林内）を飛行するコウモリでさえ、樹林（林縁）から200m以内ではバットストライクの高リスクとなる。よって、風力発電機は樹林から200m以上離すこと。</p> <p>■16. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)</p> <p>■17. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。 保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。</p> <p>■18. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。</p> <p>■19. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p>	<p>コウモリ類につきましては、捕獲調査及び音声モニタリング調査を実施し、その結果と保全措置を踏まえた影響の予測及び評価を行います。環境保全措置について、引き続き新たな知見の収集に努めてまいります。</p> <p>バットストライクに係るリスクについては現地調査結果や有識者からの助言を踏まえ、適切に予測いたします。その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>今後も、国内外における最新の知見を収集してまいります。</p> <p>最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>事前段階における環境保全措置については、最新の国内の成果や有識者からのヒアリング、また現地調査結果を踏まえ、多面的に検討してまいります。</p> <p>現段階は、方法書の段階です。上述の通り、今後実施する現地調査結果や有識者からの助言を踏まえ、バットストライクにかかる影響について適切に予測してまいる所存です。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。 国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。</p> <p>■21. コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。</p> <p>■22. P281 音声モニタリング調査の調査地点について バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が3か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置（50箇所）において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか</p> <p>■23. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。</p> <p>■24. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。</p> <p>■25. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？</p> <p>■26. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト等）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。</p>	<p>現段階は、方法書の段階です。上述の通り、今後実施する現地調査結果や有識者からの助言を踏まえ、バットストライクにかかる影響について適切に予測してまいる所存です。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>現段階は、方法書の段階です。上述の通り、今後実施する現地調査結果や有識者からの助言を踏まえ、バットストライクにかかる影響について適切に予測してまいります。また、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>音声モニタリング調査地点は風力発電機を設置する尾根部において実施する想定です。尾根部におけるコウモリ類の利用状況を把握する目的で、有識者の助言も踏まえた上で、調査地点を設定しました。</p> <p>観察時間については、ご指摘の点に留意して設定いたします。</p> <p>バットディテクターの探知距離について、実測した結果をまとめ、今後の図書に記載いたします。マイクの設置方向についても記載するよういたします。</p> <p>方法書にお示した手法により現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握いたします。その結果を踏まえて、適切に影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討してまいります。</p> <p>現時点では、定量的に年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えておりますが、引き続き、国内における最新の科学的知見の収集に努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>■27. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p> <p>■28. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。風力発電アセスにおける事後調査（月2回の死骸探索調査）など信用に値しない。</p> <p>■29. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>今後、有識者の助言や最新の研究成果を収集し、バットストライクにかかる予測についても適切に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>今後実施する現地調査結果や、最新の知見、有識者の助言等を踏まえ、適切に予測及び評価を行ってまいりたいと考えております。加えて、ご指摘いただいておりますとおり、コウモリ類についてはまだ不明な点が多いと考えられるため、バットストライクに係る事後調査についても実施する考えです。その調査頻度につきましても、現地調査結果や有識者の助言等を踏まえ、適切に検討してまいります。</p> <p>意見は要約せず全文を公開いたします。</p>

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<景観 (1 件)、その他 (2 件) >

高知県高岡郡四万十町 B 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
2	<p>四万十川と四万十川が織りなす風景は、高知のみならず、日本の宝です。</p> <p>四万十川から見える稜線に、大規模建造物を建てることは、日本の宝を失うことを意味します。</p> <p>毎年、全国から、いや世界から訪れる大勢の観光客を魅了するのは、「大きな構造物もなにもない景観」があるからこそです。</p> <p>国の重要文化的景観、高知県四万十川条例、四万十町景観計画の趣旨から逸脱する大規模風力発電は、四万十川には必要ありません。</p> <p>また高知市内で開かれた高知県新エネルギー推進課主催講演会では、次世代の再生可能エネルギーについて、「脱 FIT」「小規模分散」「地産地消」が目指すべき方向との認識を持ちました。</p> <p>オリックスの計画は、この点からも大きく時代に逆行していると言わざるを得ません。</p> <p>さらに健康被害や動植物への影響について、最も懸念されるのは、大規模風力発電の歴史が短い今の段階で、体調不良や環境変化と風力発電との因果関係を立証するのは、極めて困難だということです。</p> <p>建設後に地域住民に体調不良を訴える人があいついでも、因果関係が立証されない限り、一切の保証を受けることはできません。</p> <p>以上のような理由から、当計画の中止を求めます。</p>	<p>自然との共生において、風力発電をはじめとした再生可能エネルギーの普及拡大は至上命題と考えております。また、四万十町景観条例に基づく景観協議会を経て、景観計画区域における行為制限の適合通知書を受領いたしております。</p> <p>再生可能エネルギーの普及拡大によるコスト低減により、脱 FIT が達成されると考えます。また国内においては分散された発電所であり、地域で発電された電力は、地域でのご利用も可能となります。</p> <p>風力発電は、国内外で商業運転の段階でも 30 年以上の歴史があり、最新の環境省発表資料におきましても、風力発電と健康被害との因果関係は確認されておられません。</p> <p>まずは適切な環境影響調査を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を低減できるよう、努めてまいります。</p>

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<その他 (1 件) >

高知県高岡郡四万十町 C 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
3	<p>低周波による健康被害について大変懸念しています。</p> <p>前回のオリックスによる住民説明会で質問が出た際には、「因果関係が認められれば保証する」との返答で、因果関係が認められなければ保証出来ない、との事でした。</p> <p>低周波による健康被害に関してはまだ研究中であり、因果関係が認められる事は難しいでしょう。</p> <p>また、どれだけ事前に調査しても、想定外の事態は起こり得ます。</p> <p>大規模な風車が 49 基動き、それぞれが低周波を出せば、場所によっては低周波が増幅されて響きが出る可能性もあると思います。</p> <p>その辺りをもっとしっかりと調査して頂きたいです。</p> <p>その上で計画を進めるならば、想定外の健康被害について、因果関係が認められるかどうかに関わらず、しっかりと対応、保証をする旨を明記して頂けますか？</p> <p>他にも、ヤイロチヨウや四万十川の生態系への影響が出ると、それを軸に地域活性化を進めている四万十町としては、とても大きな打撃になります。</p> <p>影響が出ないように配慮するとの事ですが、想定外の影響が出た場合、オリックスとしてはどのような対応をされるのでしょうか？</p>	<p>「騒音及び超低周波音」については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成 29 年 5 月、環境省）を踏まえ、最新の知見等に基づいた調査、風力発電機からのパワーレベル等の情報を基にした定量的な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。</p> <p>なお、超低周波音については、最新の環境省発表資料におきましては、風力発電と健康被害との因果関係は確認されておられません。が、超低周波音から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限り最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び評価を実施いたします。</p>

表 2-1 (4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<騒音・低周波音 (1件)、動物 (1件)、景観 (2件)、その他 (3件) >

高知県高岡郡四万十町 D 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
4	<p>四万十町は、美しい山・川・海や田畑に恵まれ、淡路島に匹敵する広大な四万十川流域の森林には、国や県の絶滅危惧種に指定されているヤイロチョウやクマタカが生息するなど、全国的にも自然が豊かな地域として知られています。</p> <p>しかしながら、オリックス株式会社が計画する当風力発電所について、地域住民の間で、ふるさとの美しい景観や、多様な生物が生息する豊かな森の生態系の破壊、近隣住民への健康被害等について懸念する声が高まっています。</p> <p>四万十川へは日本のみならず、世界中から多くの方がこの風景を見に訪れます。</p> <p>どこまでも連なる山々とその隙間を曲がりくねって流れていく川、そしてその周辺では、厳しいけれど、多くの恩恵を生み出す自然に習って、小さな人間が知恵を絞って暮らしてきました。自然と、人間の暮らしの調和した姿が四万十川の景観の美しさを生み出しているのです。コンクリートで護岸された川を見慣れた都会の人にとって、この美しさは心が解放されるような気持ちになるものです。風景と暮らしの調和が、絵になる風景、心の中の原風景、失われてしまった日本の原風景を生み出しています。だからこそ、ここを訪れる人が後を絶たず、いまや国内のみならず、アジア各国や欧米からも旅行者が訪れるほどになりました。</p> <p>四万十川と、川がおりなす景観は、町の財産だけではなく日本の、世界の財産といっても過言ではありません。この景観を文化財として保護していこう、子ども達に残していこうという大きな意志のあらわれが、国の重要文化的景観であり、高知県四万十川条例であり、四万十町の景観計画です。</p> <p>四万十町の景観計画には、「建設物の新築に当たっては高さ 20m を超えないこと」「景観重点区域から見える稜線を分断しないこと、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木からの眺望を阻害しないこと」とあります。</p> <p>しかし、オリックス株式会社の環境配慮書の要約書 53 ページには「主な眺望点からの風力発電基の視認可能性について『家地川公園』以外の全ての主要な眺望点から風力発電基が視認される可能性がある。」と書かれています。</p> <p>今年 2 月にドローンを使って建設予定地付近で、風車とほぼ同じ高さの 100 メートル地点から、四万十川方面を撮影したところ、景観重点区域である打井川付近と大正中心部付近の四万十川がはっきりと見て取れました。つまり、重点区域からも巨大な風車を目視できることを示しています。</p> <p>計画されている大規模風力発電所は、四万十町景観計画に定める建造物の建設にあたって規制を定めている「稜線を分断しないこと」に、明らかに反していると、私たちは考えます。</p> <p>四万十川流域で生活する人たちは、かけがえのないこの風景を自然と共に育んできました。</p> <p>そして、この現代においても、なおそれは引き継がれ、「人の心を癒す」というとても繊細で大事な役目を負っています。</p> <p>データや数値やお金では測ることのできない、失うと 2 度と復元することが不可能な貴重で普遍的な価値が、四万十川とその景観にはあります。</p> <p>私たちは、住民自らが作りだした四万十川景観計画という条例で、この風景を大切に守っています。地元住民として、世界に向けて胸を張れる私たちの誇りそのものなのです。</p> <p>そのことを、その意味をどうかもう一度、思い出してください。</p>	<p>地元の皆様がふるさとの景観を大切に思われるお気持ちを受け、四万十川の景観については関係機関と協議を行いながら、景観影響を可能な限り回避又は極力低減できるような配置を含め保全措置を検討してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>さらに、オリックス株式会社の計画する大規模風力発電所は、この地域に生息する生き物にも大きな影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>「高知県の鳥・四万十町の鳥」に指定されているヤイロチョウは、毎年5月中旬から聴かれる鳴き声が四万十町の風物詩として、多くの住民に愛されています。2014年7月には民間の資金により「四万十ヤイロチョウの森ネイチャーセンター」が大正地区の轟公園内に設置され、マスコミや国内外から訪れる多くのバードウォッチャーに対して、ヤイロチョウが生息する保護区の森などの情報を提供しています。</p> <p>現在、事業者であるオリックス株式会社は、日本気象協会に委託して環境への影響調査（事業者アセス）を実施していますが、ヤイロチョウなど森林に生息する小鳥類の多くは夜間に渡りをするため、蓄積された科学的なデータはほとんど存在していません。</p> <p>事業者によるアセスだけでは、ヤイロチョウなど渡り鳥への影響を調べる科学的なデータが不足する怖れが高いことから、公益社団法人 生態系トラスト協会と住民有志で、4月14日に予備調査、5月11日・12日に『住民参加型ヤイロチョウの渡りルート調査』を実施したところ、風力発電所の建設予定地内で、5月12日0時15分にヤイロチョウの渡りの際の鳴き声が確認されました。風力発電計画地がヤイロチョウの渡りルートに位置することが明らかになったのです。</p> <p>風力発電の主要な設備である巨大な風車の羽に、鳥が衝突して死亡するバードストライクも各地で報告されています。北海道では絶滅危惧種のオジロワシが、風車の羽に衝突死する事故が相次いでいると言われていて、四万十町における本計画の建設予定地が、ヤイロチョウの渡りルートであることが判明したいま、県の鳥であり、町の鳥であり、絶滅危惧種でもあるヤイロチョウを守っていくためには、大規模風力発電所は必要ないと、私たちは考えます。</p> <p>私たち住民の健康被害についても懸念されています。</p> <p>大規模風車周辺で聞こえる夜の静けさを打ち破る騒音。それだけでなく、巨大風車が発する音には低周波音・超低周波音という耳では聞こえない音、振動があります。</p> <p>6月30日に四万十市大用でオリックス株式会社が開いた説明会では、建設後に体調不良を訴える住民などが出た場合は、「因果関係が立証されていれば、会社として誠心誠意責任を持って対応します」と答えました。しかし、大規模風力発電所が建設されるようになってからの歴史は浅く、国にも学会にも蓄積されたデータは少なく、健康被害と風力発電の因果関係を立証することは現時点では困難です。オリックス株式会社の担当者に「因果関係は不明だが、事実として、体調不良を訴える住民が出たり、野鳥がいなくなったり、ミツバチが消えたりという問題が起こった場合、どのように対応するのか」と質問したところ、明確な返答はありませんでした。</p> <p>健康被害の症状はめまい・頭痛・血圧上昇・不眠など自律神経失調症に似た症状として現れ「風車病」といわれていますが、個人差も大きく、風車が原因だと診断は出ないこともあり、保障はされません。また周辺住民だけでなく、計画地の山で働く方にもどのような影響が出てくるのか、懸念しています。</p> <p>山・川・海そして、里への影響について</p> <p>現在方法書の段階であり、具体的な計画が見えてきませんが、風力発電建設地の山頂にたまる雨水の問題、川・海への土砂流出による林業・漁業への影響、地下水流への影響など、懸念される点は数多くあります。さらには、野生生物が山から里に下りてきて農作物に被害を与える心配も挙げられます。地球規模の気候変動が起こっている今日、土砂災害も懸案材料です。</p>	<p>ヤイロチョウについては、有識者からの助言も踏まえながら、今後の現地調査において適切に生息状況を把握してまいります。多角的な調査を行って、ヤイロチョウへの環境影響を回避又は極力低減できるよう努めてまいります。</p> <p>「騒音及び超低周波音」については、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（平成29年5月、環境省）を踏まえ、最新の知見等に基づいた調査、風力発電機からのパワーレベル等の情報を基にした定量的な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。</p> <p>なお、超低周波音については、最新の環境省発表資料におきましては、風力発電と健康被害との因果関係は確認されておりませんが、超低周波音から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限り最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び評価を実施いたします。</p> <p>「騒音及び超低周波音」以外の項目についても、まずは適切な環境影響調査を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を低減できるよう、努めてまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>オリックス株式会社が計画している風力発電事業は、過去に前例のないほど巨大な計画で、巨大な風力発電が環境に及ぼす影響について現時点では、あまりにも不明な点が多く、想定外な影響が出て、風力との因果関係の立証が極めて難しいのが現実です。長い年月をかけて育まれてきた自然環境は、一度、壊されてしまうと、元に戻すことはできません。</p> <p>しまんとに暮らす子どもたちの将来のためにも、私たちの誇りである四万十川の自然と景観を破壊する可能性の高い巨大風力発電について、今一度、計画そのものを見直すべきではないでしょうか？</p> <p>日本最大規模の風力発電計画が大正地区付近であると知り、自分なりにしらべてみたところ、全国で風車病の被害があると知り、3km 圏内でも被害者が出ている話を知りました。たのの小学校は3km 圏内に入るようで、来年から小学校に上がる娘の心配をしています。</p> <p>今回の計画は四万十市側では、一番近い民家が 500m のところにあるとのこと。2km 圏内になると、315 戸の民家と福祉施設が入ります。土佐大正駅がおよそ 3km 離れた地点。たのの小学校、老健ホーム四万十荘は 3km 圏内におさまり、周辺は大正地区の中心地。民家に保育園、診療所、役場、商店、学校、生活のほぼ全てがあります。</p> <p>風車病はめまいや不眠、肩こりなどで個人差があり、風車が原因と診断できず、保障は受けられない。全国で症状が出ている状況だとのこと。そんな話を無視することはできません。</p> <p>本計画は、日本最大級の規模だそうですね。全国で確実に発症している被害の実態がつかめないまま、この巨大な計画を行うことは危険です。先日の大正地区での方法書に対する説明会では、健康基準についての説明が全くなされませんでした。風車から最寄りの民家を 500m 離れた理由を“説明会”で住民に説明してください。説明会では、方法書にいくつも載っているわかりやすい図が、たったひとつ提示されただけです。方法書には、風車の建設予定位置や民家からの距離がわかる図があるのだから、そして、健康被害を懸念する住民がいるのだから、丁寧に説明してください。</p> <p>そしてもうひとつ。四万十川と流域の景観を保護するため、国が文化財指定し県・町に保護条例があります。本計画は、この保護された景観を大きく変貌させるものです。観光地である四万十町にとっては、風車群とその騒音、49 基の風車に取り付けられる航空障害灯の夜中点滅する光は、景観破壊にしかならないのではないかと考えます。</p> <p>配慮書に対する環境大臣意見書、高知県知事意見書、3 月後半に行なわれた高知県環境影響評価技術審議会、その全てが、ここの景観が財産であり、資源であるから、それを損なわない様にと意見しています。そして、その全てが住民が分かるようにフォトモンタージュを使用して説明することを意見しています。</p> <p>しかし、先日の大正地区での方法書に対する説明会では、フォトモンタージュは全く使用されませんでした。昨年の町の景観協議会では、フォトモンタージュを資料として提示したにもかかわらず、今回の住民への説明会でそれがなされなかったのは、上記 3 者の意見書を無視しているとしか考えられません。フォトモンタージュを使用した方法書の説明会を再度行うことを求めます。高知県知事が意見しているように、分かりやすく説明してください。年配の多いこの地域では、方法書のような難しい文章は理解しかねます。図を示して、フォトモンタージュを使用した分かりやすい説明をしてもらえなければ、理解は得られません。</p>	<p>四万十川を含む景観の保全については、関係機関と協議を行いながら、景観影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。</p> <p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、説明会を開催するほか、必要に応じて地元の皆様への情報提供の機会を設けてまいります。</p> <p>また、航空障害灯につきましても、航空法で義務付けられていることから関係機関と相談の上設置いたしますが、配光特性を調節できるタイプ等、灯器の種類を検討し、地面に直接照射されないようにする等、より配慮した方法を検討してまいります。</p> <p>現段階での風車位置は仮配置にて、環境影響評価のプロセスを含めた事業の計画熱度に応じ、配置場所が固まっていく予定です。進捗状況に応じ、フォトモンタージュ等を活用し、適切なお説明を実施してまいります。</p>

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<景観 (1 件)、その他 (3 件) >

高知県高岡郡四万十町 E 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
5	<p>・変電所への送電線を新たに建設することでしたが、どんな計画なのか詳しく示して下さい。</p> <p>・フォトモンタージュ等を使い、景観への影響を具体的に示すよう知事から要請があったと思うのですが、住民説明会ではありませんでした。 また、写真で見たときと、肉眼で見た時に感じる大きさの違いについてもあわせて説明して下さい。</p> <p>・過去には、長さ 3.8m、重さ 6.5 トンもあるブレードが 350m も、折れて飛んだ事故もあったそうですが、今回の計画では最寄りの民家は 500m だそうです、人の活動の範囲を考えたとき、危険だと思います。どのような対策をお考えですか。</p> <p>・近年ワシントン大学医学部の研究によりますと、超低周波音は、内毛細胞という聴覚に関係するところでは認識されず、外毛細胞というところで、聞こえないところで反応されるそうです。 環境省は健康への影響はないとの立場ですが、間を取って、あるかもしれないし、ないかもしれないとします。それでも近隣の住民の中で一定の割合で健康被害を訴える人が出ている現実があるのですから、もっと研究が進み明らかになるまでは、建てないでおこう、というのが、心あり、切れれば血の出る人間が集まって形づくる会社が取べき選択なのではないでしょうか。</p>	<p>送電線の計画については検討中であり、今後の計画熟度に応じ、固まっていく予定です。</p> <p>現段階での風車位置は仮配置にて、環境影響評価のプロセスを含めた事業の計画熟度に応じ、配置場所が固まっていく予定です。進捗状況に応じ、フォトモンタージュ等を活用し、適切なご説明を実施してまいります。</p> <p>まずは適切な事前調査を実施し、適切な機器を選定いたします。法令を遵守し、そのような事態とならないよう努めてまいります。</p> <p>最新の環境省発表資料におきましては、風力発電から発生する超低周波音と健康被害との因果関係は確認されておりませんが、環境影響評価のプロセスを通じ、適切な調査を実施してまいります。その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。</p>

表 2-1 (6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

<動物 (1 件) >

高知県高岡郡四万十町 F 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
6	<p><はじめに>当協会は 25 年前に高知市で任意団体として設立以来、国や県の絶滅危惧種で高知県・四万十町の鳥に指定されているヤイロチョウの保護活動に取り組んできた。2002 年からはナショナル・トラスト手法により、高知県内各地にヤイロチョウが飛来し営巣する森を中心に約 300ha の森を取得し、ヤイロチョウ保護区や生態系保護区の森として保全調査や社会教育の場として活用してきた。また、四万十町では隣接する王子ホールディングスの森 260ha を対象に、「ヤイロチョウ保護協定」を結んで恒久的なヤイロチョウ保護事業に取り組んでいる。25 年間に及び当協会の調査でも、ボルネオなどの南方の越冬地から春～夏の夜間に飛来し、夏～秋の夜間に渡っていくヤイロチョウの渡りの生態についてはほとんどわかっていないのが現状である。当協会は、今日まで続けてきたヤイロチョウの保護・調査の取り組みの経緯を踏まえて慎重に検討した結果、下記の意見書を提出する。 <意見>ヤイロチョウの渡りの期間、ルートなど、気候や年次的な変動等について、基本的な生態調査の結果はこれまで報告されていない。特にヤイロチョウのような夜間に渡りをする小鳥類の渡りの「経路」や「高度」や「速度」、風車への衝突死を避ける上で重要な、「障害物に対する目視能力」や「回避能力」などについては、既設の風力発電施設のある場所で実験する必要があると考えるが、現在までに日本でこのような調査結果は発表されていない。こうした理由から、ヤイロチョウや森林に飛来する小鳥類の渡りに関する化学的な知見が集まって、大規模風力発電による影響が無いことが科学的な根拠を持って予測できるまで、当地に風力発電を設置すべきではない。</p>	<p>ヤイロチョウについては、有識者からの助言も踏まえながら、今後の現地調査において適切に生息状況を把握してまいりたいと考えております。ご指摘にもありますとおり、風力発電機との衝突リスクを検討するため、様々な要素について把握できるような現地調査を検討、実施し、ヤイロチョウへの環境影響を回避又は極力低減できるよう努めてまいりたいと考えております。また、近年では、既設風力発電所におけるバードストライクにかかる調査も実施されており、引き続き、最新の知見の収集に努め、事業計画を適切に検討してまいります。</p>

○日刊新聞紙における公告

高知新聞（令和元年6月19日）

環境影響評価方法書及び説明会の開催についての公告

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)大藤風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 オリックス株式会社
代表者の氏名 代表執行役 井上亮
事務所の所在地 東京都港区浜松町二丁目四番一号

二、対象事業の名称 (仮称)大藤風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 出力最大十四万七千キロワット
基数最大四十九基

三、対象事業実施区域 高知県四万十市及び四万十町の行政境界付近

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 高知県四万十市及び四万十町

五、縦覧の場所・時間 高知県林業振興・環境部 環境共生課、
四万十市役所環境生活課、四万十市
西土佐総合支所、四万十町役場企画課、
四万十町大正地域振興局、四万十町
十和地域振興局、興津出張所
期間 令和元年六月十九日(水)から
令和元年七月十九日(金)まで
時間 開庁日の午前九時から午後五時まで

電子縦覧 <https://www.orix.co.jp/grp/company/sustainability/environment/data.html>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております。意見書箱にご投函くださるか、令和元年八月二日(金)までに
お問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、四万十市富山地区集会所(四万十市大用三九七番地一) 六月二十九日(土)午後二時から
二、四万十町地域交流センターたのの 第一会議室 (四万十町三八〇番地三)六月三十日(日)午前十時から

八、問い合わせ先 オリックス株式会社 事業開発部 風力チーム
〒一〇五-〇〇二三 東京都港区芝浦一丁目一番一号
電話 〇三(五七三)〇一八四

(お問い合わせ時間土日・祝日を除く午前十時から午後五時まで)

○高知県のウェブサイト

ご利用案内 | □背景色 白 青 黒 | 文字サイズ 小さく 標準 大きく

言語を選択 | スマートフォンサイト | 携帯サイト

Google カスタム検索 | お問い合わせ | サイトマップ

[ホーム](#) |
 [防災・安全・まちづくり](#) |
 [くらし・環境](#) |
 [健康・福祉](#) |
 [教育・子育て](#) |
 [観光・文化・移住](#) |
 [しごと・産業](#) |
 [県政情報](#)

ホーム > 組織から探す > 林業振興・環境部 > 環境共生課

目的から探す

- [申請・届出・補助金等](#)
- [資格・試験](#)
- [イベント情報](#)
- [募集情報](#)
- [ふるさと納税](#)

くろしおくん
KUROSHIOKUN
オフィシャルサイト

組織から探す

- [総務部](#)
- [危機管理部](#)
- [健康政策部](#)
- [地域福祉部](#)
- [文化生活スポーツ部](#)
- [産業振興推進部](#)
- [中山間振興・交通部](#)
- [商工労働部](#)
- [観光振興部](#)
- [農業振興部](#)
- [林業振興・環境部](#)
- [水産振興部](#)
- [土木部](#)
- [会計管理局](#)
- [名称委員会等](#)
- [議会](#)
- [教育委員会](#)
- [監察本部](#)
- [公安委員会](#)
- [公営企業局](#)

ツイート | いいね! 0 | シェア

「(仮称)大藤風力発電事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧について

公開日 2019年06月19日

このたび、環境影響評価法に基づき、オリックス株式会社（代表者：代表執行役 井上 亮、所在地：東京都港区浜松町2丁目4番1号）が計画している（仮称）大藤風力発電事業（出力：最大147,000kW、基致：最大49基）に係る環境影響評価方法書を下記のとおり、縦覧に供します。

※環境影響評価方法書とは、環境アセスメントにおいて、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという計画を示したものです。

1 縦覧について

(1) 場所：高知県林業振興・環境部 環境共生課、四万十市役所環境生活課、四万十市西土佐総合支所、四万十町役場企画課、四万十町大正地域振興局、四万十町和地域振興局、興津出張所

(2) 期間：令和元年6月19日（水）から令和元年7月19日（金）まで

(3) 時間：開庁日の午前9時から午後5時まで

また、オリックス株式会社のホームページにて電子図書の縦覧ができます。

URL：
<https://www.orix.co.jp/crp/company/sustainability/environment/data.html>

2 意見書の提出

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

住所、氏名、環境の保全の見地からのご意見をご記入のうえ、以下の方法のいずれかにより、ご提出ください。

(1) 縦覧場所に備付けの意見書箱への投函（令和元年8月2日（金）まで）

(2) 事業者宛に郵送（令和元年8月2日（金）まで ※当日消印有効） 送付先はお問合せ先をご参照ください。

3 住民説明会の開催を予定する場所・日時

(1) 場所：四万十市富山地区集会所（四万十市大用397番地1）
日時：令和元年6月29日（土）午後3時から

(2) 場所：四万十町地域交流センター九の第一会議室（四万十町380番地3）
日時：令和元年6月30日（日）午前10時から

4 問合せ先

〒105-0023 東京都港区芝浦1丁目1番1号
オリックス株式会社 事業開発部 風力チーム
TEL 03-5730-0184

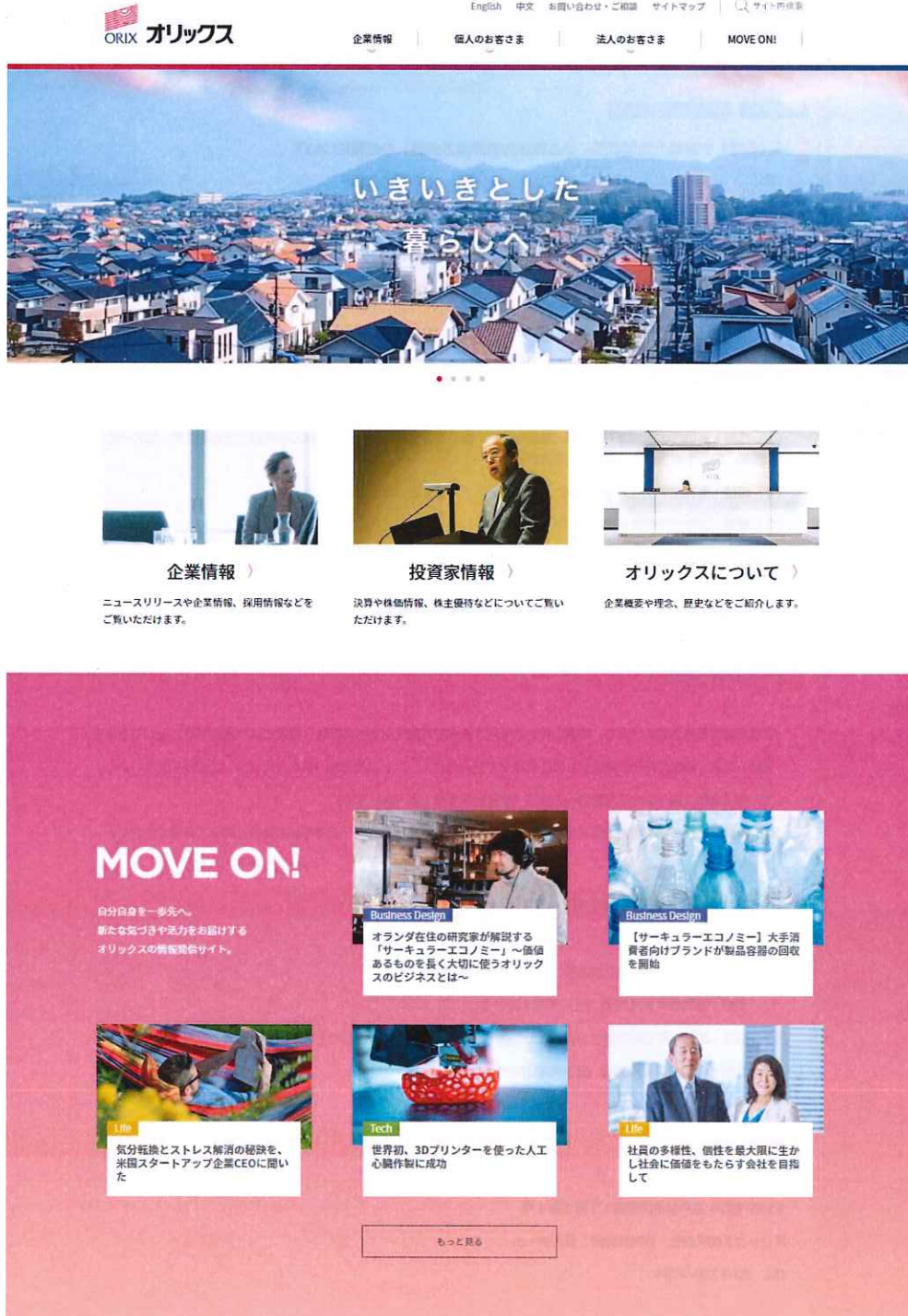
5 担当課・連絡先

高知県林業振興・環境部 環境共生課
〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号
TEL 088-821-4554

○当社のウェブサイト

(1) トップページ

※令和元年6月19日より掲載



⚠️ **ご注意ください**

- オリックスのホームページを模倣したウェブサイトにご注意ください
- リース取引を要する訪問販売業者にご注意ください
- 『オリックス』等を無断で称する業者等にご注意ください

(当社のホームページ)

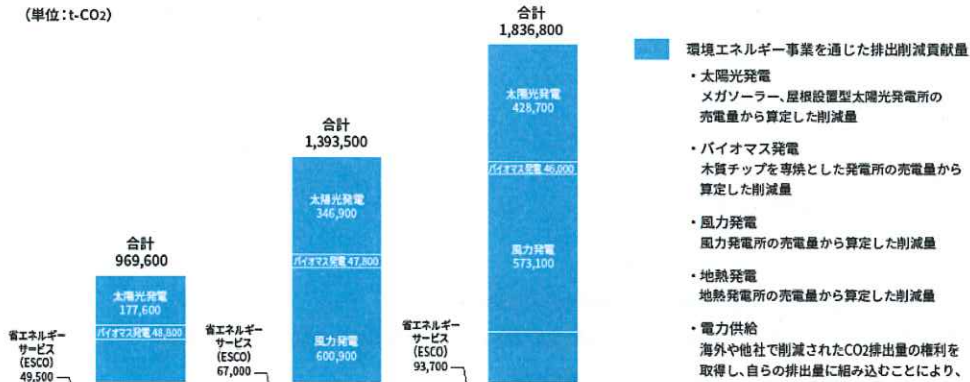
(2) 方法書縦覧の案内

The screenshot shows the ORIX website navigation menu and a breadcrumb trail: [トップ](#) > [企業情報](#) > [サステナビリティ](#) > [環境への取り組み](#) > [環境関連データ](#). The main heading is '環境関連データ' (Environment-related Data).

- 環境パフォーマンスデータ
- 〈仮称〉大規模風力発電事業 環境影響評価方法書
- 東京都エネルギー環境計画書・状況報告書
- 長野県エネルギー供給温暖化対策計画書・実施状況等報告書
- 広島市エネルギー環境計画書・報告書
- 横浜市地球温暖化対策計画書・実施状況報告書
- 家電・住宅エコポイント 環境券附に関するご報告

環境パフォーマンスデータ

■ オリックスグループCO₂排出削減貢献量



(当社のホームページ)

(3) 環境影響評価方法書の縦覧及び住民説明会に関するお知らせ

|(仮称)大藤風力発電事業 環境影響評価方法書

オリックスは、1995年から風力事業に参入しています。出力が1万kW以上となる風力発電事業者は、環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書の公表が義務付けられています。

表紙・目次  [172KB]

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  [77KB]

第2章 対象事業の目的及び内容  [1.9MB]

第3章 地域概況(自然的概況)  [13.0MB]

第3章 地域概況(社会的概況)  [5.3MB]

第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果  [8.4MB]

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解  [504KB]

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法  [9.7MB]

第7章 その他環境省令で定める事項  [5.0MB]

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  [85KB]

資料編  [956KB]

要約書  [11.9MB]

意見書用紙  [81KB]

【縦覧期間】

令和元年6月19日(水)～令和元年7月19日(金)

【意見募集期間】

令和元年6月19日(水)～令和元年8月2日(金)

【意見書の提出】

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けてあります意見書箱にご投函くださるか、令和元年8月2日(金)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

【縦覧場所】

高知県庁/林業振興・環境部 環境共生課
四万十市/四万十市役所・環境生活課、西土佐総合支所
四万十町/四万十町役場・企画課、大正地域振興局、十和地域振興局、興津出張所
※開庁日の9:00～17:00まで

【問い合わせ先】

オリックス株式会社 事業開発部 風力チーム
〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目一番一号
電話 03(5730)0184(お問い合わせ時間:土日・祝日を除く午前10時から午後5時まで)

【住民説明会】

●開催日時・場所

1. 令和元年6月29日(土)15:00～
四万十市富山地区集会所(高知県四万十市大用397-1)
2. 令和元年6月30日(日)10:00～
四万十町地域交流センターたのの 第一会議室(高知県四万十町380-3)

